

大 気 関 係

○大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧（政令第2条別表第1）

政 令 項番号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模	規 制 項 目		
			硫 黄 酸化物	ばいじん	有害物質
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。※	○	○	NO _x
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のに供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間あたり1t以上であること。	○	○	NO _x
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔		○	○	NO _x
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。	○	○	NO _x
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x C d F HF S i F ₄ P b
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。	○	○	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x HC l
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	○	○	NO _x C d P b
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。	○		C d
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		C l HC l
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		○		C l HC l
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。	○	○	NO _x C l HC l

政 令 項番号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模	規 制 項 目		
			硫 黄 酸化物	ばいじん	有害物質
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり 50kg 以上であること。	○		C l H C l
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。	○	○	N O _x F H F S i F ₄
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限り、)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。	○	○	N O _x F H F S i F ₄
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。	○		F H F S i F ₄
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限り、)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L 以上であること。	○	○	N O _x F H F S i F ₄
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 10L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。	○	○	N O _x P b
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。	○	○	N O _x P b
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0. 1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。	○	○	N O _x P b
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり 100kg 以上であること。	○		N O _x
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり 20t 以上であること。	○	○	N O _x
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L 以上であること。	○	○	N O _x
30	ディーゼル機関		○	○	N O _x
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 35L 以上であること。	○	○	N O _x
32	ガソリン機関		○	○	N O _x

※ 政令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満のボイラーを「小型ボイラー」という。

○大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準

1 硫黄酸化物の排出基準（規則第3条）

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2 \quad (K=17.5 \text{ ただし長野市*、松本市*、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町については} 14.5)$$

*昭和51年9月1日における行政区画その他区域又は道路によって表示されたものとする。

H_e は次式により算出する。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} \quad (\text{運動量による上昇})$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \times (2.30 \log J + (1/J) - 1) \quad (\text{浮力による上昇})$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left[1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right] + 1 \quad (\text{係数})$$

q : 硫黄酸化物の量

(単位: 0°C 1 気圧の状態に換算した
立方メートル毎時)

H_e : 補正された排出口の高さ
(単位: メートル)

H_o : 排出口の実高さ
(単位: メートル)

Q : 温度15度における排出ガス量
(単位: 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度
(単位: メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度
(単位: 絶対温度)

- 備考 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。
- 2 ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については当分の間適用しない。
- 3 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関（非常用施設を除く。以下同じ。）のうち 0°C 1 気圧の状態に換算した最大排出ガス量が1万 m^3/h 未満のものについては、当分の間適用しない。

（参考）液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法（概算）

$$q (\text{m}^3/\text{h}) = \text{定格燃料使用量 (L/h)} \times \text{比重} \times (\text{燃料中のいおう含有\%} / 100) \times 0.7$$

2 ばいじんの排出基準（規則第4条、別表第2）

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h 注1	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³ 注2	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³ 注2	O n (%)
1 注3	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	4 以上 4 未満	0.05 0.10	5	0.05 0.10	5
	2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20 以上 4 ～ 20 1 ～ 4 1 未満	当分の間 0.07 とする 当分の間 0.18 とする 0.25 0.30	4 4 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.05 0.15 0.25 0.30	4 4 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)
	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20 以上 4 ～ 20 4 未満	当分の間 0.20 とする 当分の間 0.35 とする 当分の間 0.35 とする	O s	0.15 0.25 0.30	O s
	4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（次号に掲げるものを除く。）	20 以上 4 ～ 20 4 未満	当分の間 0.15 とする 当分の間 0.25 とする 当分の間 0.35 とする	6	0.10 0.20 0.30	6
	5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	—	当分の間 0.30 とする	4	0.20	4
	6	ボイラーのうち前5項に掲げる以外のもの	4 以上 4 未満	0.30 当分の間 0.40 とする	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.30 0.30	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)
	附	ボイラーのうち石炭（1kg 当たりの発熱量 20,930.25 キロジュール以下のものに限る。）を燃焼させるもの	—	当分の間 0.70 とする	当分の間適用 を猶予する	—	—
	2	7 ガス発生炉	—	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	—	0.10	7	0.10	7
	3	9 焙焼炉	4 以上 4 未満	0.10 0.15	O s	0.10 0.15	O s
3	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの	—	0.20	O s	0.20	O s
	11	焼結炉のうち前項に掲げる以外のもの	—	0.15	O s	0.15	O s
	12	煅焼炉	4 以上 4 未満	当分の間 0.25 とする 当分の間 0.30 とする	O s	0.20 0.25	O s
	4	13 溶鋳炉のうち高炉	—	0.05	O s	0.05	O s
4	14	溶鋳炉のうち前項に掲げるものの以外のもの	—	0.15	O s	0.15	O s
	15	転炉	—	0.10 燃焼型のものは当分の間 0.13 とする	O s	0.10	O s
	16	平炉	4 以上 4 未満	0.10 0.20	O s	0.10 0.20	O s

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
5	17	溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.20 アルミニウム 地金若しくは 合金の製造又 はアルミニウ ムの再生の用 に供する反射 炉は当分の間 0.30 とする	O s	0.10 0.20	O s
6	18	金属加熱炉	4 以上 4 未満	当分の間 0.15 とする 当分の間 0.25 とする	11 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.10 0.20	11 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)
7	19	石油加熱炉	4 以上 4 未満	0.10 0.15 潤滑油の製造 の用に供する 排出ガス量 1 万 m ³ /h 未満 のものは当分 の間 0.18 と する	6	0.10 0.15	6
8	20	触媒再生塔	—	当分の間 0.30 とする	6	0.20	6
8 の 2	21	燃烧炉	—	0.10	8	0.10	8
9	22	焼成炉（石灰焼成炉に限る。） のうち土中釜	—	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉（石灰焼成炉に限る。） のうち前項に掲げるもの以外の もの	—	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメントの製造 の用に供するもの	—	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は 耐火物原料の製造の用に供す るもの	4 以上 4 未満	0.10 0.20	18	0.10 0.20	18
	26	焼成炉のうち前 4 項に掲げる もの以外のもの	4 以上 4 未満	0.15 0.25	15 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.15 0.25	15 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)
	27	溶解炉のうち板ガラス又はガ ラス繊維製品（ガラス繊維を 含む。）の製造の用に供するも の	4 以上 4 未満	0.10 0.15	15	0.10 0.15	15
	28	熔融炉のうち光学ガラス、電 気ガラス又はフリットの製造 の用に供するもの	4 以上 4 未満	0.10 当分の間 0.30 とする	16	0.10 0.15	16
	29	熔融炉のうち前 2 項に掲げる もの以外のもの	4 以上 4 未満	0.10 0.20	15	0.10 0.20	15
10	30	反応炉及び直火炉	4 以上 4 未満	0.15 0.20 活性炭の製造 の用に供する 排出ガス量 1 万 m ³ /h 未満 の反応炉は当 分の間 0.30 とする	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)	0.15 0.20	6 当分の間適用 を猶予する (O n = O s)

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
11	31	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50 排出ガス量 2 万 m ³ /h 未満 のものは当分 の間 0.60 と する	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る	0.50	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る
	32	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上 4 未満	0.15 当分の間排出 ガ ス 量 1 万 m ³ /h 以上は 0.30、1 万 m ³ /h 未 満 は 0.35 とする	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る	0.15 0.20	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る
12	33	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る）の製造の用に供するもの	—	0.20	O s	0.20	O s
	34	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る）及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	O s	0.15	O s
	35	電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	—	0.10	O s	0.10	O s
13	36	別 掲					
	37	削 除					
14	38	焙焼炉	4 以上 4 未満	0.10 0.15	 O s	0.10 0.15	 O s
	39	焼結炉	—	0.15	O s	0.15	O s
	40	溶鋳炉	—	0.15	O s	0.15	O s
	41	転炉	—	0.15	O s	0.15	O s
	42	溶解炉	4 以上 4 未満	0.15 0.20 排出ガス量 1 万 m ³ /h 未満 のものは当分 の間 0.30 と する	 O s	0.10 0.20	 O s
	43	乾燥炉	4 以上 4 未満	0.15 気流搬送型の ものは当分 の間 0.18 とす る 当分の間 0.30 とする	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る	0.15 0.20	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る
	44	反応炉	—	0.30	6	0.30	6
20	45	電解炉	—	0.05	O s	0.05	O s
21	46	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
	47	溶解炉	—	0.20	O s	0.20	O s
23	48	乾燥炉	—	0.10	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る	0.10	16 直接熱風乾燥 炉は O s とす る
	49	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
24	50	溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.20	 O s	0.10 0.20	 O s
25	51	溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.20	 O s	0.10 0.15	 O s

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	昭和 57 年 5 月 31 日以前に 設置されたもの		昭和 57 年 6 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
26	52	溶解炉	4 以上	0.10	O s	0.10	O s
			4 未満	0.15		0.15	
	53	反射炉	—	0.10	O s	0.10	O s
	54	反応炉（硝酸鉛の製造の用に 供するものを除く。）	—	0.05	6 鉛酸化物の製 造の用に供す るものはO s とする	0.05	6 鉛酸化物の製 造の用に供す るものはO s とする
28	55	コークス炉	—	0.15	7	0.15	7
29 注 4	56	ガスタービン	—	0.05	16	0.05	16
30 注 4	57	ディーゼル機関	—	0.10	13	0.10	13
31 注 5	58	ガス機関	—	0.05	0	0.05	0
32 注 5	59	ガソリン機関	—	0.05	0	0.05	0

注 1) 排出ガス量は、0℃ 1 気圧の状態（以下本書において「標準状態」とする。）に換算した 1 時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注 2) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中におけるばいじんの量とする。

注 3) 1 昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

2 小型ボイラーで昭和 60 年 9 月 10 日から平成 2 年 9 月 9 日の間に設置されたものは当分の間 0.5g/m³ とする。

3 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A 重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

4 上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。

注 4) 1 ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

2 昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。

注 5) ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

(別掲)

令別表 第1の 項番号	番 号	ば い 煙 発 生 施 設	規 模 (処理能力) t/h	平成 10 年 6 月 30 日以前に 設置されたもの		平成 10 年 7 月 1 日以後に 設置されたもの	
				排 出 基 準 g/m ³	O n (%)	排 出 基 準 g/m ³	O n (%)
13	36	廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	12	0.04	12
			2 以上 4 未満	0.15		0.08	
			2 未満	0.25		0.15	

備 考

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設は C = C s）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O n}{21 - O s} \cdot C s$$

この式において C、O n、O s 及び C s はそれぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじん量（単位：グラム）

O n 表中の O n 欄の値（単位：百分率）

O s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度 20% を超える場合にあっては、20% とする。）（単位：百分率）

C s JIS Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位：グラム）

2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

3 有害物質の排出基準（規則第5条 別表第3）

番号	有害物質	ば い 煙 発 生 施 設	排出基準 mg/m ³
1	カドミウム及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10
		令別表第1の20の項に掲げる電気炉	1.0(3.0)
		令別表第1の21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	30

注) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における有害物質の量とする。

備 考

- この表の第4欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、1及び5の項に掲げるものにあつてはJIS Z8808に定める方法により採取し、JIS K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつてはJIS K0106に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつてはJIS K0107に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつてはJIS K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位：ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位：百分率）

C_s JIS K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位：ミリグラム）

- 第4欄の（ ）内の数値は、有害物質が電気炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

4 有害物質の排出基準（窒素酸化物）（規則第5条 別表第3の2）

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施 設 の 種 類 注1	規 模 (排出ガス量) 万 m³/h 注2	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm³/m³) 注3							備 考
				～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～	
1 注4	①	ガス専焼ボイラー	50以上 10～50 4～10 1～4 1未満	130 130 130 150 150	130 130 130 150 150	100 100 130 130 150	60 100 100 130 150	60 100 100 130 150	60 100 100 130 150	60 100 100 130 150	On = 5
	②	固体燃料ボイラー 〔石炭燃料ボイラーを含む〕	70以上 50～70 20～50 10～20 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	400 420 420 450 450 450 450 480	300 300 350 350 350 380 380 480	300 300 300 300 300 350 350 480	300 300 300 300 300 350 350 380	300 300 300 300 300 350※3 350※4 380	300 300 300 300 300※1 350※2 350※2 350※2	200 250 250 250 250※1 350 350 350	On = 6 ※1 石炭燃焼用の散布式ストーカ型のものは320 ※2 S59. 9. 9までに設置された流動層燃焼方式のものは360 ※3 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは380 ※4 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは390
	③	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール燃焼)	50～100 10～50 4～10 1～4 1未満	210 210 280 280 280	180 180 180 280 280	150 150 150 150 280	130 150 150 150 180※1	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	On = 4 ※1 S52. 6. 18～ S52. 9. 9設置のものは280
	④	液体燃焼ボイラー 〔原油タール燃焼で③以外〕	50以上 10～50 4～10 1～4 1未満	180 190 250 250 250	180 180 180 250 250	150 150 150 150 250	130 150 150 150 180※2	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	※2 S52. 6. 18～ S52. 9. 9設置のものは250
	⑤	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール以外)	50～100 10～50 4～10 1～4 1未満	210 210 210 250 280	180 180 180 250 280	150 150 150 150 280	130 150 150 150 180※1	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	S52. 9. 10以前に設置された排出ガス量が0.5 m³/h未満の過負荷燃焼型を除く。
	⑥	液体燃焼ボイラー (③～⑤以外)	50以上 10～50 4～10 1～4 1未満	180 190 190 230 250	180 180 180 230 250	150 150 150 150 250	130 150 150 150 180※2	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	
	⑦	固体燃焼小型ボイラー							350※		On = 6 ※S60. 9. 10以降設置の施設に適用
	⑧	液体燃焼小型ボイラー							※1 300	※2 260	On = 4 ※1 S60. 9. 10～H2. 9. 9設置の施設に適用 ※2 H2. 9. 10以降設置の施設に適用
2	①	ガス発生炉・加熱炉		170	170	170	170	150	150	150	On = 7
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 〔天井バーナー燃焼方式のもの〕		360	360	360	360	150	150	150	
3	①	ペレット焼成炉(ガス燃焼)	1以上 1未満	540 540	540 540	540 540	220 540	220 220	220 220	220 220	On = 15
	②	焼結炉 〔①以外のペレット焼成炉〕	1以上 1未満	300 300	300 300	300 300	220 300	220 220	220 220	220 220	
	③	焼結炉 (①、②以外)	10以上 1～10 1未満	260 270 300	260 270 300	260 270 300	220 220 300	220 220 220	220 220 220	220 220 220	
	④	アルミナ製造用煅焼炉	1以上 1未満	350 350	350 350	350 350	200 350	200 200	200 200	200 200	On = 10

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施 設 の 種 類	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)							備 考
				～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～	
3	⑤	煅焼炉 (④以外)		200	200	200	200	200	200	200	
	⑥	焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	O n =14
4		溶鉱炉		120	120	120	120	100	100	100	O n =15
5		金属溶解炉 ※		200	200	200	200	180	180	180	O n =12 ※キュボラは 適用除外
6	①	金属加熱炉 (ラジアン トチュー ブ型)	10 以上	200	200	100	100	100	100	100	O n =11
			1 ～10	200	200	150	150	150	150	150	
			0.5 ～1	200	200	200	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
	②	金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	10 以上			100	100	100	100	100	
			1 ～10				180	180	180	180	
			0.5 ～1				150	150	150	150	
			0.5 未満				180	180	180	180	
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10 以上	160	160	100	100	100	100	100	
			1 ～10	170	170	150	130	130	130	130	
			0.5 ～1	170	170	170	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
7	①	排脱付石油 加熱炉	4 以上	170	170	100	100	100	100	100	O n = 6
			1 ～4	180	170	150	130	130	130	130	
			0.5 ～1	190	190	190	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
	②	エチレン分 解炉	4 以上	170	170	100	100	100	100	100	
			1 ～4	180	180	150	130	130	130	130	
			0.5 ～1	180	180	180	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
	③	エチレン分 解炉 〔炉床式バ ーナー〕	4 以上	170	170	100	100	100	100	100	
			1 ～4	280	280	150	130	130	130	130	
			0.5 ～1	180	180	180	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
	④	エチレン独 立加熱炉	10 以上	170	100	100	100	100	100	100	
			4 ～10	180	180	100	100	100	100	100	
			1 ～4	180	180	150	130	130	130	130	
			0.5 ～1	180	180	180	150	150	150	150	
	⑤	エチレン独立 加熱炉、メタ ノール改質炉 〔空気予熱 器付〕	0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
			10 以上	170	170	100	100	100	100	100	
			4 ～10	430	430	100	100	100	100	100	
			1 ～4	180	180	150	130	130	130	130	
	⑥	石油加熱炉 (①～⑤以外)	0.5 ～1	180	180	180	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
			4 以上	170	170	100	100	100	100	100	
			1 ～4	180	170	150	130	130	130	130	
			0.5 ～1	180	180	180	150	150	150	150	
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180	
8		触媒再生塔		300	300	300	300	250	250	250	O n = 6
8 の 2		燃焼炉		300	300	300	300	250	250	250	O n = 8
9	①	石灰焼成炉 〔ガス燃焼のロー タリーキルン〕		300	300	300	300	250	250	250	O n =15
	②	セメント焼 成炉 (湿式)	10 以上 10 未満			250	250 350	250 350	250 350	250 350	O n =10
	③	セメント焼成 炉 (②以外)	10 以上 10 未満	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	250 350	250 350	
	④	耐火物原料、 耐火レンガ製 造用焼成炉		450	450	450	450	400	400	400	O n =18
	⑤	板ガラス、ガ ラス繊維製 造用熔融炉		400	400	400	400	360	360	360	O n =15 注 5
	⑥	フリット、光 学ガラス、電 気ガラス製 造用熔融炉		800	800	800	800	800	800	800	O n =16 注 5

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施 設 の 種 類	規 模 (排出ガス量) 万 m ³ /h	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)							備 考
				～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～	
9	⑦	その他のガラス 製造用熔融炉		500	500	500	500	450	450	450	O n =15 注 5
	⑧	その他焼成 炉、熔融炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =15
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		200	200	200	200	180	180	180	O n = 6 酸素燃焼方 式は、実測 値を適用
	②	硫酸カリウ ム製造用反 応炉		250	250	250	250	180	180	180	
	③	硫酸製造用 反応炉 (NO _x 触媒)		700	700	700	700	180	180	180	O n =15 S54. 8. 10以降 設置の施設は O n = 6
11		乾燥炉		250	250	250	250	230	230	230	O n =16
13	①	浮遊回転燃 焼式焼却炉 (連続炉に限る)	4 以上 4 未満	900	900	900	450	450	450	450	O n =12
				900	900	900	900	450	450	450	
	②	特殊廃棄物 焼却炉 注 6 (連続炉に限る)	4 以上 4 未満	300	300	300	250	250	250	250	
	③	廃棄物焼却炉 〔連続炉 (①、②以外)〕	4 以上 4 未満	300	300	300	250	250	250	250	
14	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上				250	250	250	250	O n =14
	①	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉		250	250	250	250	220	220	220	
	②	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉		300	300	300	300	220	220	220	
	③	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉 (④、⑤以外)		120	120	120	120	100	100	100	
	④	亜鉛精錬用溶 鉱炉のうち鉱 滓処理炉 (石灰、コークス を燃料・還元剤 とするもの)		450	450	450	450	450	450	450	
	⑤	亜鉛精錬用溶 鉱炉のうち立 型蒸留炉		230	230	230	230	100	100	100	O n =12
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		200	200	200	200	180	180	180	
	⑦	銅精錬用溶解炉 (アンモニア のうち精製 炉を還元剤 とするもの)		330	330	330	330	330	330	330	
18	⑧	乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =16
		活性炭製造 用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	O n = 6
21	①	燐等製造用 焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =15
	②	燐等製造用 溶解炉		650	650	650	650	600	600	600	
23	①	トリポリ燐酸 ナトリウム製 造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =15
	②	トリポリ燐酸 ナトリウム製 造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =16
24		鉛二次精錬 等用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =12
25		鉛蓄電池製 造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	O n =12

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施 設 の 種 類	規 模 (排出ガス量) 万 m³/h	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm³/m³)							備 考
				～	S48. 8. 10 ～	S50. 12. 10 ～	S52. 6. 18 ～	S54. 8. 10 ～	S58. 9. 10 ～	S62. 4. 1 ～	
				S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S62. 3. 31		
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=Os
	③	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	④	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=Os
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	On=Os
28	①	コークス炉 (オートー型)	10 以上 10 未満			200	170 170	170 170	170 170	170 170	On=7
	②	コークス炉 (①以外)	10 以上 10 未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170	
29		ガスタービン	(別掲1)								
30		ディーゼル機関	(別掲1)								
31		ガス機関	(別掲2)								
32		ガソリン機関	(別掲2)								

注1 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

注2 排出ガス量は、標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注3 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における窒素酸化物の量とする。

注4 ○昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

○小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

注5 酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に1/4を乗じた値に対して排出基準を適用する。

注6 特殊産業廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出する廃棄物を焼却するもの」をいう。

備考1 この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。（標準酸素濃度補正式）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量（単位：cm³）

O_n 表中の備考の値

O_s 排ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位：百分率）

C_s JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が1気圧の状態における排ガス1m³中の量に換算したもの（単位：cm³）

2 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

（別掲1）

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施 設 の 種 類	規 模	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)				備 考
				～ S63. 1. 31	S63. 2. 1 ～ H1. 7. 31	H1. 8. 1 ～ H3. 1. 31	H3. 2. 1 ～	
29	①	ガスタービン (ガス専焼)	排出ガス量4.5万m ³ /h以上 排出ガス量4.5万m ³ /h未満		70 90	70 70	70 70	O n = 16
	②	ガスタービン (液体専焼)	排出ガス量4.5万m ³ /h以上 排出ガス量4.5万m ³ /h未満		100 120	100 100	70 70	
30		ディーゼル 機関	シリンダー内径 400mm 以上 400mm 未満		1,600 950	1,400 950	1,200※ 950	O n = 13

注1 非常用施設については当分の間適用しない。

注2 昭和63年1月31日までに設置された既設施設については、当分の間適用しない。

注3 ※平成3年2月1日以降の可及的速やかな時期に950ppmを適用する予定。

（別掲2）

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施 設 の 種 類	規 模	設 置 年 月 日 と 排 出 基 準 (cm ³ /m ³)			備 考
				～ H3. 1. 31	H3. 2. 1 ～ H6. 1. 31	H6. 2. 1 ～	
31		ガス機関		2,000	1,000	600	O n = 0
32		ガソリン機関		2,000	1,000	600	

○大気汚染防止法に基づくばい煙量等の測定について

大気汚染防止法第 16 条（ばい煙量等の測定）

ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（施行規則第 15 条：測定の結果は、ばい煙等測定記録表（規則様式第 7）により記録し、その記録を 3 年間保存すること）

1 排出基準適用項目

施 設 名	基 準 適 用 項 目
ボイラー、熔解炉、加熱炉、反応炉、乾燥炉 ガスタービン、ディーゼル機関・ガス機関 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物
窯業焼成炉、溶解炉 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物（カドミウム、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素、鉛 ^{*1} ）
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物 ^{*2} 、塩化水素
電気炉	硫黄酸化物、ばいじん

* 1 使用原料の種類に応じ基準を適用

* 2 連続炉以外の標準状態に換算した最大排出ガス量が 4 万 m³/h 未満の廃棄物焼却炉では NO_x は非適用

2 大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度（法第 16 条、規則第 15 条）

ばい煙等	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量 10m ³ /h 以上の施設	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
ばいじん	①排出ガス量（②、③に掲げるものを除く。） ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
	②廃棄物焼却炉 ・ 焼却能力 4,000kg/h 以上 ・ 焼却能力 4,000kg/h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
	③ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関 並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び 水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態 における水素製造能力が 1,000m ³ /h 未満の施設）	5 年に 1 回以上
有害物質 （窒素酸化物を除く）	排出ガス量 ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
窒素酸化物	①排出ガス量（②に掲げるものを除く。） ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 1 年に 2 回以上*
	②ガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製 造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態におけ る水素製造能力が 1,000m ³ /h 未満の施設）	5 年に 1 回以上

* 1 年間につき継続して休止する期間が 6 か月以上のばい煙発生施設は、1 年に 1 回以上

注）硫黄酸化物排出量及び排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

3 排出基準適用猶予施設

△：適用猶予 ○：適用

施 設 名	規 模 等	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物
小型ボイラー	S60. 9. 9 までに設置	△	△	△
	ガスの専焼、軽質液体燃料の専焼 ^{*1} ガス及び軽質液体燃料の混焼	○	△	△
ガスタービン・ ディーゼル機関	非常用施設	△	△	△
	S63. 1.31 までに設置（非常用施設を除く）	△ ^{*2}	△	△
ガス機関・ガソリン機関	非常用施設	△	△	△

* 1 軽質液体燃料：灯油、軽油、A 重油

* 2 標準状態に換算した最大排出ガス量が 1 万 m³/h 未満のものに限る。

○大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧

(政令第2条の3別表第1の2、規則第15条の2別表第5の2)

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 （吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設 （前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	1,000kL以上のもの （ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

注) 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

2 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。

3 「ppmC」とは、排出濃度を表す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

4 規制の施行日（平成18年4月1日）時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成22年4月1日から適用とする。

5 塗装施設（吹付塗装に限る。）において既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成22年4月1日から当分の間、700ppmCとする。

6 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）施設の既存の貯蔵タンクは、平成22年4月1日から当分の間、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。

○大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について

大気汚染防止法第 17 条の 12（揮発性有機化合物濃度の測定）

揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

測定頻度及び結果の記録（規則第 15 条の 3）

- 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年一回以上行うこと。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

○揮発性有機化合物に該当する主な物質（平成 17 年 6 月 17 日環管大発第 050617001 号別紙 1）

物 質 名	物 質 名	物 質 名	物 質 名
1 トルエン	26 trans-2-ブテン	51 イソホロン	76 酸化プロピレン
2 キシレン	27 エチルセロソルブ	52 シクロヘキサン	77 クロロホルム
3 1,3,5-トリメチルベンゼン	28 ウンデカン	53 エタノール	78 臭化メチル
4 酢酸エチル	29 ノナン	54 メチルシクロペンタン	79 ジペンテン
5 デカン	30 プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	55 酢酸ビニル	80 1-ヘプテン
6 メタノール	31 2-メチルペンタン	56 3-メチルヘキサン	81 1,4-ジオキサン
7 ジクロロメタン	32 エチレングリコール	57 2,3-ジメチルブタン	82 アセトニトリル
8 メチルエチルケトン	33 2-メチル-2-ブテン	58 2,2-ジメチルブタン	83 塩化アリル
9 n-ブタン	34 エチルシクロヘキサン	59 メチルシクロヘキサン	84 アクリル酸
10 イソブタン	35 テトラリン	60 イソプロピルセロソルブ	85 イソプレン
11 トリクロロエチレン	36 メチルアミルケトン	61 1,2-ジクロロエタン	86 アセトアルデヒド
12 イソプロピルアルコール	37 メチル n-ブチルケトン	62 塩化ビニル	87 1,2-ジクロロプロパン
13 酢酸ブチル	38 クロロメタン	63 テトラフルオロエチレン	88 メチルセロソルブアセテート
14 アセトン	39 ベンジルアルコール	64 エチルベンゼン	89 エチレンオキシド
15 メチルイソブチルケトン	40 シクロペンタノン	65 クメン	90 o-ジクロロベンゼン
16 ブチルセロソルブ	41 2-メチル-1-ブテン	66 クロロエタン	91 クロロベンゼン
17 n-ヘキサン	42 n-ヘプタン	67 トリクロロエタン	92 ギ酸メチル
18 n-ブタノール	43 ピシクロヘキシル	68 アクリロニトリル	93 トリエチルアミン
19 n-ペンタン	44 N,N-ジメチルホルムアミド	69 テトラヒドロフラン	94 3-メチルヘプタン
20 cis-2-ブテン	45 trans-2-ペンテン	70 エチレングリコールモノメチルエーテル	95 フェノール
21 イソブタノール	46 cis-2-ペンテン	71 n-プロピルプロマイド	96 ナフタレン
22 プロピレングリコールモノメチルエーテル	47 スチレン	72 メタクリル酸メチル	97 アクリル酸メチル
23 テトラクロロエチレン	48 N-メチル-2-ピロリドン	73 1,3-ブタジエン	98 シクロヘキシルアミン
24 シクロヘキサン	49 エチルセロソルブアセテート	74 1,1-ジクロロエチレン	99 ホルムアルデヒド
25 酢酸プロピル	50 ベンゼン	75 2,4-ジメチルペンタン	100 エピクロヒドリン

注 1: 本表は平成 12 年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注 2: 物質名には通称を含む。

○大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準

(政令第3条別表第2、規則第16条別表第6)

番号	施設名	規模	構造・使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。	3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注) 粉じんの定義（法第2条第8項）

特定粉じん：石綿

一般粉じん：特定粉じん以外の粉じん

○大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準

(政令第3条の2別表第2の2、規則第16条の2)

番号	施設名	模	敷地境界基準
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	10 本/L
2	混 合 機	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	
3	紡 織 用 機 械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	
4	切 断 機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
5	研 磨 機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
6	切 削 用 機 械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
9	穿 孔 機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。			

○大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準

1 特定粉じん排出等作業（政令第3条の3、政令第3条の4）

政令 番号	作 業 内 容
1	特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物等を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

2 特定工事（法第2条、法第18条の17、政令第10条の2）

特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

3 作業基準（規則第16条の4）

政令 番号	作 業 基 準						
1	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画の作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。 ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の場所 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥特定粉じん排出等作業の方法 ⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑧特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑨特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所						
2	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。 ①長さ42.0 cm、幅29.7 cm以上又は長さ29.7 cm、幅42.0 cm以上(A3以上) ②次に掲げる事項を表示したものであること。 ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び届出先 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の方法						
3	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。						
4	特定工事の元請業者は、第3号により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第1号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。						
5	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者*に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。 <table border="1"> <tr> <th>※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者</th><th>建築物の種類</th></tr> <tr> <td> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 </td><td>建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）</td></tr> <tr> <td> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 </td><td>一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部</td></tr> </table>	※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類	・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）	・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類						
・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）						
・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部						
6	前各号に定めるもののほか、作業の種類ごとの基準は別表のとおり。						

別表（大気汚染防止法施行規則別表第7、令和2年10月7日環境省告示78号）

番号	作業内容	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に JIS Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
3	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種を除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

○大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧

(規則第5条の2別表第3の3、規則附則第2条第1項附則別表第1)

(表中「新規」とは施行日(平成30年4月1日)以後に設置する新規施設、「既存」とは施行日に既に設置されている既存施設(設置の工事が着手されているものを含む)をいう)

1 石炭燃焼ボイラーの排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注1	
		新規	既存
①石炭ボイラー(この表の②に掲げるものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上のもの。	8	10
②小型石炭混焼ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100,000L未満のもの。	10	15

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m^3 中における水銀等の量とする。

2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(一次精錬の用に供する施設^{注1})の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注2	
		新規	既存
①金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑤に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	15	30
②金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煅焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(この表の⑥に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。)	火格子面積が1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	15	30
④金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。)	火格子面積が1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。)及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	30	50

注1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m^3 中における水銀等の量とする。

3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設^{注1}）の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注2	
		新規	既存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400 ^{注4}
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400 ^{注4}
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積が1 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m^2 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400 ^{注4}
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるもの。	100 50 ^{注3}	400

注1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m^3 中における水銀等の量とする。

注3 令和7年10月1日以降適用

注4 銅を精錬するものについては、300 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （令和7年10月1日以降適用）

4 廃棄物焼却炉の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注1	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積が2 m^2 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注2} 又は水銀含有再生資源 ^{注3} を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m^3 中における水銀等の量とする。

注2 「水銀回収義務付け産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は第6条の5第1項第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物をいう。

注3 「水銀含有再生資源」とは「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第2条第2項に規定するものをいう。

5 セメントクリンカー製造施設の排出基準

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注 1	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する 焼成炉	火格子面積が 1m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間 当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	50	80 注 2

注 1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中における水銀等の量とする。

注 2 原料とする石灰石の水銀含有量が 0.05 mg/kg 以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{m}^3$

6 ガスタービンの排出基準（令和 7 年 10 月 1 日以降適用）

水銀排出施設	規 模	排出基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 注 1	
		新規	既存
ガスタービンのうち石炭を ガス化して燃焼させるもの	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの。	8	10 注 2

注 1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中における水銀等の量とする。

注 2 令和 7 年 10 月 1 日において既存の施設（設置の工事が着手されているものを含む）については、当分の間 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$

< 既存施設に対する措置 >（規則附則第 2 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項）

- ・既存施設のうち、既存の排出基準に適合しないものは、施行日から 2 年間は適用猶予される（既存の排出基準に適合させるための改修が完了した場合は、その日から適用）。
- ・既存施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による変更許可申請、第 9 条の 3 第 8 項による変更届出を施行日から 1 年以内に申請又は届出をしたものは、当該施設の使用開始する日又は、許可を受けた日若しくは届出の内容が相当である旨の通知を受けた日から 1 年を経過した日のいずれか早い日までは排出基準は適用猶予される。
- ・施行日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが 50 パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）した場合には、新規の排出基準が適用される。

○大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について

1 水銀濃度の測定

大気汚染防止法第18条の35

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（施行規則第16条の19第1項第5号：測定の結果は、水銀濃度測定記録表（規則様式第7の2）により記録し、その記録を3年間保存すること）

<粒子状水銀濃度の測定の省略>（規則第16条の18第2項、規則第16条の19第1項第2号）

連続する3年間の間継続して、以下①～③のいずれかを満たす場合、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀の測定を省略する）ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要となる。

①粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満

②測定結果の年平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満

③測定結果の年平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満

<連続測定による測定>（規則第16条の19第1項第6号及び第7号）（令和7年10月1日以降適用）

以下①～⑥のいずれかの施設である場合は、定期測定及び再測定を環境大臣が定める測定法のうち連続して水銀濃度の測定を行う方法に代えることができる。また、測定の結果は水銀濃度を記録し、その記録を3年間保存すること。

水銀排出施設	規 模
①銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。
②銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の③及び④に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m^2 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。
③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が 0.5m^2 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。
④鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。
⑤亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるもの。
⑥廃棄物焼却炉（廃棄物処理法第2条第2項に掲げる一般廃棄物を処理する施設又は同法第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設に限る。）	火格子面積が 2m^2 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。

2 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度（規則第16条の19第1項第1号）

排出ガス量が1時間当たり4万 m^3 以上 ^{注1} の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が1時間当たり4万 m^3 未満 ^{注1} の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

注1 排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

＜排出基準を上回る濃度が検出された場合＞（規則第16条の19第1項第3号及び第4号）

- ・定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に計3回以上の再測定を行い、その結果を得ること。
 - イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合：定期測定の結果を得た日から起算して30日
 - ロ イ以外の場合：定期測定の結果を得た日から起算して60日
- ・再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

○大気汚染防止法附則第 9 項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

(指定物質排出施設：政令附則第 4 項別表第 6 指定物質抑制基準：平成 9 年 2 月 6 日環境庁告示第 5 号及び第 6 号)

1 ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指 定 物 質 抑 制 基 準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率 60 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 m ³ 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定 既設：200 mg/m³ （排ガス量 1,000m³/h 以上 3,000m³/h 未満） 100 mg/m³ （排ガス量 3,000m³/h 以上） 新設：100 mg/m³ （排ガス量 1,000m³/h 以上 3,000m³/h 未満） 50 mg/m³ （排ガス量 3,000m³/h 以上）
2	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用 既設：100 mg/m³ （特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100 mg/m³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定 既設：200mg/m³ （排ガス量 1,000m³/h 以上） 新設：100mg/m³ （排ガス量 1,000m³/h 以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外 既設：100mg/m³ 新設：50mg/m³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500kL 以上のもの	浮屋根式のを除外、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用 既設：1,500mg/m³ （容量 1,000kL 以上） 新設：600mg/m³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外 既設：200mg/m³ （排ガス量 1,000m³/h 以上 3,000m³/h 未満） 100mg/m³ （排ガス量 3,000m³/h 以上） 新設：100mg/m³ （排ガス量 1,000m³/h 以上 3,000m³/h 未満） 50mg/m³ （排ガス量 3,000m³/h 以上）

2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指 定 物 質 排 出 施 設	指 定 物 質 抑 制 基 準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000 m ³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定 既設：300mg/m ³ 新設：150mg/m ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m ² 以上のもの	既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30kg以上のもの	密閉式のものを除外 既設：500mg/m ³ 新設：300mg/m ³

新設：H 9. 4. 2以降に設置されたもの

既設：H 9. 4. 1までに設置されたもの

注1 指定物質抑制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における指定物質の量とする。

注2 排出ガス量は標準状態に換算した1時間当たりの量とする。

○良好な生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準

1 ばい煙に係る規制基準（規則第 9 条 別表第 2、第 4）

番号	ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積 0.5～1.0m ² 未満 羽口面断面積 0.2～0.5m ² 未満 バーナーの燃焼能力（重油換算） 20～50L/h 未満 変圧器の定格能力 120～200kVA 未満	いおう酸化物の排出基準K値＝17.5 （長野市 ^{注1} 、松本市 ^{注1} 、岡谷市、諏訪市及び 諏訪郡下諏訪町にあつては 14.5） ばいじん 0.4g/m ³ ^{注2}
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設 （塩酸を使用するものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が 10kg/h 以上	塩化水素 80mg/m ³ ^{注3}
3	金属表面の付着油の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が 5L/h 以上	いおう酸化物の排出基準K値＝17.5 （長野市 ^{注1} 、松本市 ^{注1} 、岡谷市、諏訪市及び 諏訪郡下諏訪町にあつては 14.5） ばいじん 0.4g/m ³ ^{注2}

注 1 昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画その他区域又は道路によって表示されたものとする。

注 2 ばいじんの規制基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中におけるばいじんの量とする。

注 3 塩化水素の規制基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中における塩化水素の量とする。

2 粉じんに係る管理基準（規則第 9 条 別表第 3、第 5）

番号	粉じん発生施設			管理基準
1	木材および木製品製造業の用に供する	帯のこ盤 丸のこ盤 かな盤 碎木機 チップパー	原動機の定格出力が 15kW 以上	次の各号の 1 に該当すること (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーでおおわれていること。 (3) フード及び集じん機が設置されていること。 (4) 散水設備によって散水が行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	黒鉛製品の製造の用に供する	原料混和施設 加工施設	全ての施設	
3	繊維製品の製造の用に供する	動力打綿機 動力混打綿機	全ての施設	

○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域の指定状況

市 町 村 名	指 定 年 月 日	市 町 村 名	指 定 年 月 日	市 町 村 名	指 定 年 月 日
長野市（注１）	H3. 1. 17 H3. 11. 19 H4. 12. 21 H7. 3. 1	佐久市（注９）	H3. 1. 17	高 森 町	H3. 1. 17
松本市（注２）	H3. 1. 17	千 曲 市	〃	阿智村（注１１）	H4. 12. 21
上田市（注３）	〃	東 御 市	H3. 1. 17 H7. 11. 19	喬 木 村	H4. 12. 21
岡 谷 市	H3. 3. 29	安曇野市（注１０）	H3. 1. 17 H4. 12. 21	木曾町（注１２）	H3. 11. 19 H4. 12. 21
飯田市（注４）	H3. 1. 17	小 海 町	H3. 1. 17	上 松 町	〃
諏 訪 市	H3. 3. 29	佐 久 穂 町	〃	大 桑 村	H3. 11. 19
須 坂 市	H3. 1. 17	南 牧 村	〃	池 田 町	H3. 1. 17
小 諸 市	〃	軽 井 沢 町	〃	松 川 村	〃
伊那市（注５）	H3. 1. 17 H5. 12. 8	御 代 田 町	〃	白 馬 村	H3. 11. 19
駒ヶ根市	H3. 1. 17	青 木 村	H4. 12. 21	坂 城 町	H3. 1. 17
中野市（注６）	〃	下 諏 訪 町	H3. 3. 29	小 布 施 町	〃
大町市（注７）	H3. 1. 17 H4. 12. 21	辰 野 町	H3. 1. 17	高 山 村	H6. 1. 27
飯 山 市	H3. 11. 19	箕 輪 町	〃	山 ノ 内 町	H3. 11. 19
茅 野 市	H3. 3. 29	飯 島 町	〃	信 濃 町	〃
塩尻市（注８）	H3. 1. 17	南 箕 輪 村	〃	飯 綱 町	H3. 1. 17
		宮 田 村	〃		

（備考）市町村名は令和５年３月３１日現在

（注１）指定地域は指定年月日における旧長野市、旧豊野町、旧戸隠村、旧信州新町及び旧中条村の地域に限る。

（注２）指定地域は指定年月日における旧松本市、旧梓川村及び旧波田町の地域に限る。

（注３）指定地域は指定年月日における旧上田市、旧丸子町及び旧真田町の地域に限る。

（注４）指定地域は指定年月日における旧飯田市の地域に限る。

（注５）指定地域は指定年月日における旧伊那市及び旧高遠町の地域に限る。

（注６）指定地域は指定年月日における旧中野市の地域に限る。

（注７）指定地域は指定年月日における旧大町市及び旧美麻村の地域に限る。

（注８）指定地域は指定年月日における旧塩尻市の地域に限る。

（注９）指定地域は指定年月日における旧佐久市、旧臼田町及び旧浅科村の地域に限る。

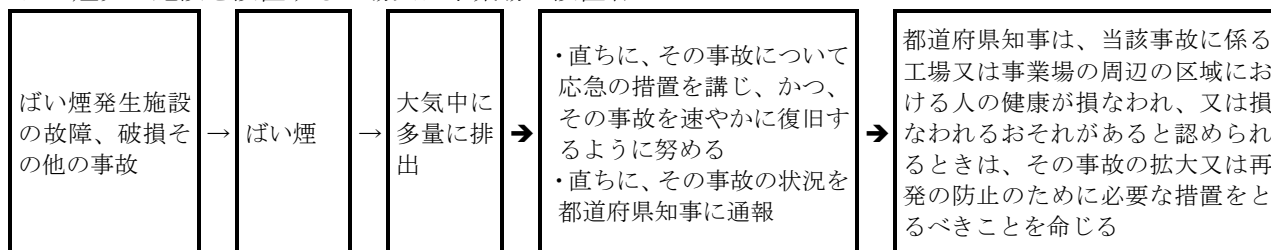
（注１０）指定地域は指定年月日における旧明科町、旧豊科町、旧穂高町及び旧三郷村の地域に限る。

（注１１）指定地域は指定年月日における旧阿智村の地域に限る。

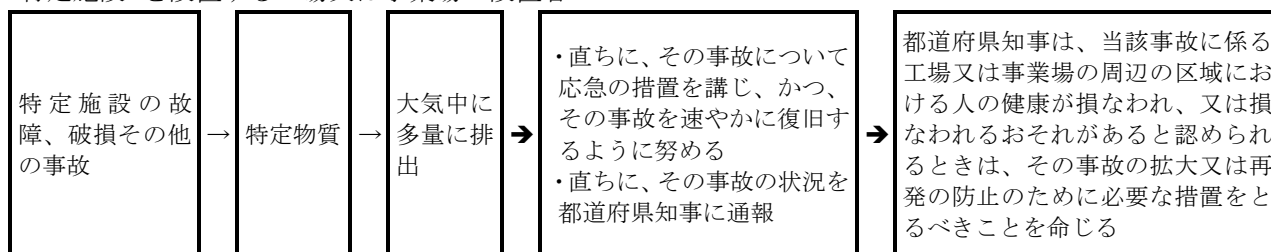
（注１２）指定地域は指定年月日における旧木曾福島町及び旧日義村の地域に限る。

○事故時の措置（大気汚染防止法第 17 条）

・ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の設置者



・特定施設*を設置する工場又は事業場の設置者



※特定施設：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質*を発生する施設（ばい煙発生施設を除く）

* 特定物質（大気汚染防止法施行令第 10 条）

(1) アンモニア (2) 弗化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) 燐化水素 (9) 塩化水素	(10) 二酸化窒素 (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) プリジン (17) フェノール (18) 硫酸(三酸化硫黄を含む)	(19) 弗化珪素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄燐 (24) 三塩化燐 (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化燐 (28) メルカプタン
---	---	---